「まさか!」に 備える

総務の スクマネジメント

事業を継続していくには、まだ表面化してい ないリスクを予測し、備えることが大事です。 会社の日常業務に潜むリスクと対応策を解説 します。

> 鳥飼総合法律事務所 弁護士

種池 慎太郎

ずリスクがあるものもあれば、 攻撃といった企業の業種を問わ 企業の不正等は、たとえば、 会計不正、 (収賄、 保険金不正請求、 情報漏洩、サイバ 海

の矛先が、 で及ぶこともあります。 策の内容といった企業の対応にま でなく、 れるケースが増えています。 対して、 業における不正・不祥事に 関係者の処分や再発防止 不正・不祥事自体だけ 厳しい目 が向けら 棤

不正等が起こりやすい職場とは

多くあります。

応方法については共通する部分も いても、その原因や発覚経緯、

する実態調査」、デロイトトー 企業における不正等に関する調 (KPMG「日本企業の不正に

報漏洩」「品質検査データの改ざ ついては「横領」が最も多く、 書」)によれば、不正等の件数に マツ「企業の不正リスク調査白 関 査 「会計不正」「サイバー攻撃」「情



Beer

ピールがノ

お中元に届いた なくなってる・・・



マンガ作画●江口修平

3本

ŧ

11

実施 社内規則の整備・社内教育の

(1)

施するか」です。 のような観点から整備、 考えられます。ポイントは、 や社内教育の実施を行なうことが まえると、まずは社内規則の整備 前述した不正等の発生要因を踏 教育を実

こり得ます。また、 では、法令を遵守しているつもり 規定する内容が微妙に異なる分野 たとえば、 個人情報に対する社会一 反していた、 法令・ガイドラインが 個人情報保護のよう ということが起 「長年の業界

不正等が起こる要因としては、 などがこれに続いています。

定 検

0)

業種に特有のも

のもありま いった特

いずれの不正等にお

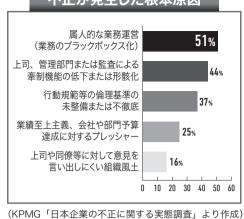
対

査データの改ざん、とい

- 属人的な業務運営
- 意見を言いにくい・業績を優先 する組織風土
- 要です。 からず存在することには留意が必 業の上層部が関与する類型も少な いては、管理職や役員といった企 特に影響や被害が大きいものにつ 員が関与する類型だけではなく、 などが挙げられています(左図)。 なお、 行動規範等の未整備・ 不正等については、 不徹

予防、早期発見するには

不正が発生した根本原因



ることが求められています。に対しても、同制度の整備に努めに対しても、同制度の整備に努めに対しても、同制度の整備に努めに対しても、同制度の整備が義務付けられて通報制度の整備が表務付けられて

場合もあります。

いような一

法規範とは異

なる

情報交換が、

力

ル

テル

に当たる

として行なっている他社と

ることが望ましいでしょう。 表務がない企業においても、内部 護法の適用がない通報や制度整備 護法の適用がない通報や制度整備 ではいても、内部

(2)

内部通報窓口の設置

運

用

消

費者庁

「民間事業者における

内部通報制度の実態調査報告書

社内規則

の整備・

社内教育の

0

実施

特に

b

っとも、

不正等の

早期発見等

が有益でしょう。

う」リスクが高い

認識のまま不正等を行なってしま

不正等が発生した場合の対応

(1) 初動対応の重要性

する通報対象事実に係る通報の

取

員

派遣労働者等を含めた従

いについて、

アル

バイトや契約

通報者保護法により、

同法に

に規定

「部通報制度については、

公益

によるものです。

発覚の端緒の約7

割が

内部通

和5年

度)によると、

不正

は、 も大きい重要なもので 要求されるため企業が主体となっ 再発防止策といった対応を行なう て行なう可能性が高いうえに、 査を含めた初動対応は、 必要があります。 後 不正等が発生した場合、 事実調査 の不正等の対応に与える影響 原因究明、 (初期調査、 関係者の なかでも初期調 迅速性 本格調 処 企 分、 業

初動対応の目的は、

不正等 いずれにすべきか) (さらには社内調査 本 不正等の範囲の 格 の 調 概要を把握 査 に 移 ・社外調査の 行す を判断する 拡大を見極 すること ッ べ き か

ことにあります。
・必要に応じて被害拡大を防ぐ・必要に応じて被害拡大を防ぐを原因の保全、確保を図る

① 初動対応を担う体制

慎重に行なうべきです。性に十分に注意しつつ、

迅速

か

ります。 要最小限度の構成とするの が あ いでしょう。 が中心となり、 なければ総務部門などの管理部 れば同部門が、 法務・コンプライアンス部門 情報管理 そのような部 の観点から、 初動対応に当た が望ま 必 門 が

能 な場合には、 専門的な知見が必要とい いことが原則です。 役職員は、 関 るか不明確なことから、 また、 !連する部門やレポー 性を見極めたうえで、 かし、 不正等がどこまで拡大す 不正等の概 初動対応に従事させな 不正等へ 要の 0) トラインの 関与の 関 ったよう 不正等に 連部 把握 門 可

②初動対応の流れ

を得ないと考えられます。

0)

従業員を従事させることもや

必要があります。 にから、不正等の概要を把握する がら、不正等の概要を把握する がら、不正等の概要を把握する

証拠と当事者からのヒアリングとこのとき、メール等の客観的な

は、当事者による証拠隠滅の可能が、証拠の保全、確保にあたっての有無を認定することになりますいった主観的な証拠により、事実

等に関与する者が複数 リングに先立って会社から貸与し 工夫も考えられるところです。 行でヒアリングを実施するなど ことが想定されます。 ついての同意も得ておくとい を受け、 ているパソコン、 証 たとえば、 脱の保全方法や順序につ 裏合せを防ぐために同 その際にはデータ解 当事者からのヒア 携帯電話の提出 また、 いる場合 不正 った 時 11

では、いかなる不正等にも共通 する証拠をリスト化しておくといっては、いかなる不正等にも共通 でも、いかなる不正等にも共通 でも、がかなる不正等にも共通

* *

なっ に 可 からの 影響を最小限に抑えることは十分 対応を迅速に行なうことで、 することは困難ですが、 上正等 能です。 てきます。 事前 0 発生自体をコン の対 そのためにも、 策 準備が 重 適 1 平時 その 辺切な 口

警察庁勤務を経て、2022年12月、弁護士登録。2023年1月に鳥飼総合法律事務所入所たねいけ しんたろう●早稲田大学大学院法務研究科修了。2014年9月、司法試験合格